

## 平成28年度 水土里情報システム利用協定書（案）

水土里情報システムのクラウド方式運用に伴い、〇〇〇〇 村 〇〇〇〇〇 課（以下「甲」という。）と沖縄県土地改良事業団体連合会（以下「乙」という。）は、下記条項のとおり、水土里情報システムの使用許諾に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 記

（使用するシステム）

第1条 甲は、水土里情報システム（以下、「システム」という。）を利用することができる。

この協定書の対象とするシステム使用者は、〇〇〇〇 村 〇〇〇〇〇 課 とする。

第2条 システムを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これに付随する設備の購入及び管理は原則として甲の責任で行うものとする。

（期間・利用料金）

第3条 本協定の期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 利用料金は、協定締結の日から3年間は、14,000円/月（税抜）とする。

（使用の範囲）

第4条 甲は、システムを甲以外の者に貸与して使用させることはできない。

2 システムの使用範囲は、甲が所轄する地域での農業政策を推進する上で必要となる業務とする。

（瑕疵）

第5条 システムに不具合が発見された場合は、甲と乙は協議の上、対処するものとする。

（調査・協力）

第6条 乙は、甲に活用方法を周知し、今後のシステムの充実を図るため、以下の事項の協力を依頼し、甲は、可能な範囲で協力する。

- 1) システムの操作性及び、機能検証に関する意見の収集。
- 2) 基本属性情報以外の属性情報追加の必要性の検証。
- 3) 関係機関との情報の共有のあり方等について助言。
- 4) システムを必要とする事業及び業務での活用事例の紹介。
- 5) アンケート、システムテスト、マニュアル作成に関する協力等。
- 6) 乙が依頼するデータの提供（航空写真・地籍図・属性情報・地形図等）及び貸与等の協力依頼。
- 7) その他、乙が必要とする協力依頼。

（更新・脱退）

第7条 本協定の期間内に脱退届けが無い場合は、自動更新とする。

2 やむを得ず本協定の期間内に脱退する時は、脱退する1ヶ月前に脱退届を提出するものとする。

（その他）

第8条 本協定書に関し、前各条項に疑義が生じた場合、又は本協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議の上、別途定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 月 日

甲 住 所  
氏 名

乙 住 所 沖縄県南風原町字本部453番地3  
氏 名 古 謝 景 春